8月は道路 ふれあい月間

「いつだって 道と いっしょにある暮らし」

市では、東日本大震災により市内 の道路に多くの被害を受けたため、 国や県へも協力を要請し、全力で復 興に向け取り組んでいますが、いま しばらく時間がかかることから、通 行には十分ご注意をお願いします。

標語のように、道路は普段の生活 に欠くことのできない施設ですが、 あまりにも身近な存在であるため、 その重要性が見過ごされがちです。

皆さんの共有財産である道路を気 持ちよく通れるよう、みんなで美し く安全に保ち、次世代に受け継いで いきましょう。

8月の「道路ふれあい月間」を機 会に、道路についてもう一度考えて みませんか。

問い合わせ

◇市内に住宅の再建などをす

◇借入資金に係る第1回目

親族が当該被災住宅に居住し

道路河川管理課 ☎(50)1215



問い合わせ

ポーターの証として「オレンジ カーをお渡しします。 リング」を、店舗などへはステッ を派遣します。 し方、予防の方法など キャラバン・メイト」の講師 八以上)で申し込みください。 |その他 受講者には認知症サ 講座の受講は団体 市内であればどこでも 認知症の基礎知識や接 60分または90分 3

住宅の建設・購入」のために り、自ら居住していた住宅に 機関から借り入れた場合、 その親族が「被災した住宅の 被害を受けた被災者、または 済利子を助成します。 補修」または「市内で新たな 対象 00万円以上の資金を金融 次の要件をすべて満 東日本大震災によ

住宅を自己または親族が所有 ◇り災証明書の交付を受けた し、震災発生時に自己または 返済予定日が平成25年中の場 ◇借入資金に係る第1回目の

たす人

問い合わせください の申請は利子補給の一部を受 も、平成26年3月31日月まで ※申請期間が経過した場合で 合…12月27日金まで 給することができますので、

資の実行を受け 以上の金銭消費 降に100万円 について、平成 ◇利子補給を受 月31日までに融 貸借契約を金融 23年3月11日以 機関などと締結

けようとしてい 資で、同様の利 または他から受 受けていない人 子補給を他から けようとする融

◇市税などの滞納がない人 ■助成期間 ない人 借入日から5年

■助成対象借入限度額

以内

が年2%未満の場合はその金 500万円以内 ■助成率 年2% (融資金利

一申請期限

あなたのまちの 人権擁護委員

人権擁護委員として、法務大臣か ら新たに、遠藤峰雄氏、青栁京子氏 が委嘱されました。

人権擁護委員は、差別や不当な扱 いなど、人権上の相談や、啓発活動 を行っています。

相談は無料で、秘密は固く守られ ます。市役所では毎月、各支所では 奇数月に相談所を開設するほか、電 話での相談にも応じています。

問い合わせ

市民活動推進課 ☎(54)1138



遠藤峰雄氏(貝塚) **5** (83) 8767



青栁京子氏(田部) **2** (78) 2237

返済予定日が平成26年1月1

■提出書類

平成26年3

明書または評価額証明書など 書類(工事請負契約書など) 消費貸借契約書の写し 還予定表などの書類の写し ◇金融機関などとの間の金銭 ◇利子補給金適用申請書 〉金融機関などが作成した償 >借入金の使途が確認できる `被災した住宅の登記事項証

甲し込み・問い合わせ

定です 3月31日をもって終了する予 給事業は、現段階で平成26年 ※被災者住宅再建資金利子補 合…平成26年3月31日月まで 日から3月31日の期間内の場

額を確定します。 を確認し、利子補給金の交付 ただきます。 給金交付申請書を提出してい などの書類を添付した利子補 決定者から支払利子額証明書 していただくか、または適用 額を金融機関などから報告を に支払った借入金の利子の総 12月までの1年間に金融機関 月末日までに、前年1月から 年2月に交付します。毎年1 その他 う災証明書の写し 利子補給金は、 申請書類の内容

かる書類 所有者および構造などのわ 住民票の写し

被災住宅の再建資金借り入れの

子を助成しています

◇住宅再建資金

〜申請者と被災した住宅の所 ◇申請者と被災した住宅の所 がわかる書類(戸籍謄本など)